

地方行政サービス改革の取組状況等(平成27年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
13641	北海道	乙部町	町村 I-1

(1)民間委託		【参考】
直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	類似団体委託率 全国委託率
		100.0% 99.2%
		100.0% 97.8%
		対象団体無し 88.2%
		対象団体無し 89.8%
		95.0% 86.2%
		100.0% 97.9%
		100.0% 96.3%
		50.0% 61.9%
		72.7% 85.7%
		30.0% 32.6%
		84.2% 98.7%
		85.0% 95.4%
		100.0% 98.9%
		100.0% 99.9%
		100.0% 98.9%
		95.7% 94.5%
		90.0% 95.0%

※平成27年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体
委託率(%)【算出方法:委託実施団体数÷事業実施団体数(「全部直営かつ専任職員無し」除く)×100】

(3)窓口業務		【参考】
設置状況	設置予定無し	類似団体委託率 全国委託率
		0.0% 0.0%
		8.8% 2.0%

【設置予定無し及び「首長制局未設置団体」は「未設置の理由」を、「設置予定あり」の団体は「設置予定時期」を記入してください。
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

(4)総務事務センター		【参考】
設置状況	委託状況	類似団体設置率 委託率
		0.0% 0.0%
		8.8% 2.0%

【設置予定無し及び「首長制局未設置団体」は「未設置の理由」を、「設置予定あり」の団体は「設置予定時期」を記入してください。
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

(2)指定管理者制度等		【参考】			
公の施設数	導入数	導入率	導入に対する考え方【未導入施設がある団体のみ回答】	類似団体導入率 全国導入率	
体育館	1	0	0.0%	1施設のみであり、早期導入に利用意欲が感じられ、指定管理者を導入するメリットを感じない。	6.7% 36.5%
競技場(野球場、フットボール等)	1	0	0.0%	委託契約にて管理している。	5.0% 45.5%
プール	1	0	0.0%	1施設のみであり、早期導入も考えられているが、指定管理者を導入するメリットを感じない。	6.7% 46.3%
海水浴場	0	0			0.0% 12.3%
宿泊施設等(ホテル、民宿等)	1	1	100.0%		81.8% 86.3%
保養施設(公衆浴場、海水浴の家等)	1	1	100.0%		85.7% 73.6%
キャンプ場等	0	0			50.0% 58.3%
産業情報提供施設	0	0			100.0% 74.7%
展示場施設、見本市施設	0	0			対象施設無し 61.2%
開放型研究施設等	0	0			100.0% 52.7%
大規模公園	0	0			0.0% 49.8%
公営住宅	45	0	0.0%	公営住宅は、直営で運営管理すべき施設であると考えため。	0.0% 16.2%
駐車場	1	0	0.0%	利用者の数も無く、臨時利用されている施設がないため、指定管理者を導入するメリットがない。	0.0% 38.9%
大規模公園、斎場等	0	0			0.0% 20.7%
図書館	0	0			25.0% 14.7%
博物館(歴史民俗資料館、動物館)	0	0			7.7% 27.0%
公民館、市民会館	2	0	0.0%	市民会館は、利用者が少なく、公営で利用する方が多いため、指定管理者を導入するメリットがない。	14.6% 21.2%
文化会館	0	0			0.0% 48.5%
音楽館、演習所等(青少年の芸術交流)	0	0			66.7% 46.4%
特別養護老人ホーム	1	1	100.0%		100.0% 88.5%
介護支援センター	1	0	0.0%	施設無いため、指定管理者を導入する場合は、業務が別になる。	85.7% 48.8%
福祉・保健センター	0	0			47.4% 52.9%
児童クラブ、学童館等	0	0			11.1% 22.5%

導入率(%)【算出方法:制度導入施設数÷公の施設数×100】

(5)クラウド化		【参考】
実施済み	実施時期	類似団体実施率 委託率
		17.9% 38.3%
		17.0% 25.2%

【実施しない理由】
利用者が少なく、導入する場合は、見直しが必要。

(6)公共施設等総合管理計画		【参考】
策定済み	策定時期	類似団体策定割合 全国策定割合
		0.0% 3.3%

(7)地方公会計の整備		【参考】
作成済み	作成時期	類似団体作成割合 全国作成割合
		0.0% 0.0%

※ 統一した基準による財務書類の作成状況(一般会計等財務書類)
統一した基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。